

○ 愛知大学公的研究費管理・監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

第2章 学内の責任体系

(最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者を置き、学長をもってあてる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任と権限を有する。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、副学長（経営担当）をもってあてる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する責任と権限を有する。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の全学的な体制を統括し、基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究倫理・コンプライアンス委員会)

第5条 前条の目的を達成するために、研究倫理・コンプライアンス委員会を置く。この委員会に関する規程は、別に定める。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 第6条 コンプライアンス推進責任者を置き、研究者が所属する学部、法務研究科、短期大学部、研究所等の長、研究委員会委員長及び学術支援事務部長をもってあてる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、管轄する学部・研究所・部局等（以下、「各单位」という。）における公的研究費の運営・管理について、責任と権限を有する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号を実施する。

(1) 管轄する各单位における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、管轄する各单位の公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、機関の不正防止対策に関する方針及びルール等の教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 管轄する各单位において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化)

第7条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行に係る必要な事項を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

(関係者の意識向上)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員の意識向上を図るために、愛知大学研究倫理規程に規定される倫理規程を全学に周知徹底するとともに、公的研究費の適正執行に関する説明会開催などの必要な方策を講じるものとする。

2 公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員には、コンプライアンス教育を実施し、受講の機会等に、機関の規則を遵守し不正を行わない旨の誓約書等の提出を求める。

3 コンプライアンス教育の実施方法・内容等については、別に定める。

(通報窓口)

第9条 公的研究費の不正使用等に関し、学内外からの通報を受け付ける窓口を置く。

2 通報窓口は、内部監査室とする。

3 通報をうけた場合、内部監査室は、当該通報の内容等を確認の上、最高管理責任者及び統括管理責任

者に報告しなければならない。

(調査)

第10条 公的研究費の運営・管理に関わり、不正行為又はその疑いがあると疑われる場合の取扱いは、愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程及び同細則によるものとする。

(懲戒)

第11条 公的研究費の運営・管理に関わって、不正行為が確認された者は、学校法人愛知大学就業規則により、懲戒の審査を行う。

2 本規程に定める各責任者は、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には前項の処分の対象となる。

第4章 不正防止対策

(不正防止)

第12条 公的研究費に関して不正行為の発生する要因を把握し、大学全体の観点から不正防止計画を策定、実施するため、不正防止計画推進部署を置く。

2 不正防止計画推進部署は、研究倫理・コンプライアンス委員会とする。

第5章 公的研究費の適正な運営・管理

(関係法令等の遵守)

第13条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第14条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な執行管理を行うために、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 公的研究費に関する収支簿を定期的に当該研究者に送付するなど、予算の計画的執行のために研究者が支出の状況を把握できる体制を整えること。
- (2) 物品購入及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行させること。
- (3) 納品検収及びアルバイト雇用者の勤務実態の確認等の研究費管理体制を整えること。

(納品検収)

第15条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、研究支援課及び総務課に納品検収窓口を設け、検収担当者を置かななければならない。

2 検収担当者は、納品伝票（納品書）等と現物を照合のうえ、納品伝票（納品書）等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第16条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、固定資産及び物品調達規程により、取引停止を行うことができる。

第6章 情報の伝達を確保する体制の確立

(事務処理手続き及び使用ルール等の相談窓口)

第17条 研究支援課及び総務課は、公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、研究遂行を適切に支援する。

(情報発信)

第18条 本学は、相談窓口及び通報窓口、不正防止計画等について、学内外への積極的な情報発信に努めるものとする。

第7章 モニタリング及び内部監査の在り方

(内部監査)

第19条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて、内部監査室はリスクアプローチ監査を含め内部監査を実施する。

2 内部監査室は監事及び監査法人と相互に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、研究倫理・コンプライアンス委員会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (事務組織の再編に伴う改正)

この規程は、2012年2月9日から施行する。

附 則 (規程の改廃手続の変更に伴う改正)

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則（研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の一部改正、専門職大学院会計研究科の廃止及び規程の改廃手続の変更に伴う改正）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（コンプライアンス推進責任者の名称変更に伴う改正）

この規程は、2019年9月12日から施行する。